

ひょうご仕事と生活センター 仕事と生活の調和推進環境整備支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言要綱」に基づきワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むことを宣言した県内中小企業が、女性等様々な人材の就労や、育児・介護等と仕事の両立を支援するための環境整備をした場合に支給する、仕事と生活の調和推進環境整備支援助成金（以下「助成金」という。）に関する事項を定めて、ワーク・ライフ・バランスの推進に資することを目的とする。

(用語の定義等)

第2条 この要領において、常時雇用とは、期間の定めのない又は1年以上の雇用契約で、かつ、労働契約による1週間の所定労働時間が30時間以上である雇用をいう。

(対象事業者)

第3条 支給の対象とする者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言要綱」に基づき、仕事と生活の調和の推進に取り組むことを宣言し、宣言の期間内にある企業（以下「取組宣言企業」という。）であること。
- (2) 兵庫県内に事業所を有し、本助成金の支給申請書提出時、常時雇用する労働者が300人以下であること。
- (3) 過去3年間に労働関係法令に関し重大な違反がないこと。
- (4) 過去3年間に悪質な不正行為により国、地方自治体から本来受けることのできない助成金等（委託料を含む）を受け、または受けようとしたことにより助成金等の不支給措置を取られていないこと。
- (5) 雇用保険の適用事業主であること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でないこと。
- (7) 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又はその統制下の団体ではないこと。
- (9) 県税滞納がないこと。

(対象事業)

第4条 助成金の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 女性や高齢者等の職域を拡大し、就業促進を図るための職場環境整備を実施する事業。
 - (2) 在宅勤務など多様で柔軟な働き方を実現するための環境整備を実施する事業。
- 2 前項の規定に関わらず、同一の事業について、同一の事由により国の助成金等の支給を受け、又は受けようとする場合は、この要領に係る助成金の支給を受けることができないものとする。

(対象経費)

第5条 助成金の支給対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる職場環境整備に要する建築工事費、設備工事費及び設計監理料。ただし、土地の取得費用、既存施設の取り壊し費用は除く。

- (2) 前条第1項各号に掲げる職場環境整備に要する備品の購入経費。
- 2 前項各号に掲げる対象経費の合計が50千円未満となるときは、対象経費として認めないものとする。
- 3 対象経費には消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(助成金の支給)

第6条 公益財団法人兵庫県勤労福祉協会理事長（以下「理事長」という。）は、対象事業者に予算の範囲内で、助成金を支給することができる。

(支給額)

第7条 助成金の支給額は、対象経費の2分の1以内とし、その額は、同一年度内において、同一事業者につき2,000千円を上限とする。

(支給申請書の提出)

第8条 助成金の支給を受けようとする対象事業者は、助成金支給申請書（様式第1号）に次の書類を添え、事業を開始する日の概ね2週間前までに理事長に申請しなければならない。

- (1) 「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」登録証の写し
 - (2) 組織図
 - (3) 助成事業の工程表（建築工事又は設備工事を実施する場合に限る。）
 - (4) 対象経費の見込額が確認できる書類
 - (5) 助成事業を実施する箇所の現状の写真及び図面並びに完成予定図面（建築工事又は設備工事を実施する場合に限る。）
 - (6) 新規採用活動や配置転換の概要を示した書類（女性や高齢者等の職域を拡大する場合に限る）
 - (7) 在宅勤務について定めた就業規則等（在宅勤務システムの導入を実施する場合に限る）
 - (8) その他、助成事業の参考となる書類
- 2 理事長は申請内容に疑義が生じた場合は、対象事業者に対して関係書類の提出を求めることができる。

(支給決定等)

第9条 理事長は、前条の申請に係る書類の審査等により、当該申請に係る助成金を支給すべきものと認めたときは、助成金の支給の決定（以下「支給決定」という。）をする。ただし、理事長は、前条の申請に係る書類の審査等により、当該申請に係る助成金を支給することが不適当と認めたときは、助成金の不支給の決定（以下「不支給決定」という。）をする。

- 2 理事長は、前条本文の支給決定をする場合において、当該助成金の支給の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すものとする。
- 3 理事長は、支給決定の内容及びこれに付した条件を、助成金支給決定通知書（様式第2号）により当該助成金の支給を申請した対象事業者に通知するものとする。
- 4 理事長は、第1項ただし書きによる不支給決定を行った場合、不支給決定の理由を、助成金不支給決定通知書（様式第3号）により当該助成金の支給を申請した対象事業者に通知するものとする。

(事業の変更、中止又は廃止)

第10条 助成事業者は、第1号から第4号に掲げる変更を行おうとする場合は、助成金支給決定内容変更承認申

請書（様式第4号）を、第5号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合は、助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業に要する経費の配分の変更。ただし、助成事業に要する経費配分のうち各区分間で、そのいずれか低い額の20パーセント以内の変更をする場合は除く。
- (2) 前条第1項本文の規定により通知された金額（以下「支給決定額」という。）の変更。ただし、前号ただし書きに規定する要件を満たし、かつ、支給決定額の20パーセント以内の減額で減額後の対象経費の合計が50千円以上となる場合は除く。
- (3) 助成事業の内容の変更。ただし、助成の目的及び効果に影響を及ぼさない範囲で助成事業の細部の変更をする場合は除く。
- (4) 事業の実施予定年月日の変更。ただし、下記のいずれにも該当する場合を除く。
 - ① 事業に着手した日が第9条第1項に基づく支給決定を行った日以降で、かつ、事業の着手予定年月日から14日を経過しない日までの場合。
 - ② 事業の終了が終了予定年月日から14日を経過しない日であると見込まれる場合。
- (5) 助成事業の中止又は廃止。

2 理事長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは前条第1項本文及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を助成金支給決定内容変更承認通知書（様式第6号）又は助成事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 理事長は、第1項の第1号から第4号に掲げる申請に対し、申請事項を承認することが不適切と認めた場合は、前条第1項ただし書きの規定に準じ決定を行い、同第4項の規定に準じ当該決定者に通知するものとする。この場合、当該申請の基礎となった支給決定は、当該申請が不適切である旨を決定した日をもって取り消されたものとみなす。

（事業実績報告）

第11条 助成事業者は、助成事業完了後30日以内に、次の書類を添えて助成金事業実績報告書（様式第8号）を提出しなければならない。

- (1) 助成事業が完了した状況を撮影した写真
- (2) 対象経費に係る請求書及び領収書その他支払額を証する書類（写）
- (3) 助成事業に係る引渡書又は納品書等事業の完了を証する書類（写）
- (4) 新規採用活動又は配置転換を行ったことがわかる書類
- (5) 県税に係る納税証明書（個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む。）
- (6) その他、助成事業の完了について参考となる書類

2 理事長は、助成事業者から提出された実績報告があった場合において、当該事業の成果が支給決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容に適合させるための措置を執るべきことを当該助成事業者に指示することができる。

3 助成事業者は、前項の措置が完了したときは、第1項の規定に準じ改めて実績報告をしなければならない。

（額の確定）

第12条 理事長は、助成事業の完了に係る前条第1項及び第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が支給決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、支給すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第9号）により

当該助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第13条 理事長は、前条の額の確定を行った後、助成事業者から提出される助成金請求書（様式第10号）により、助成金を支給する。

(支給決定の取消し)

第14条 理事長は、助成事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 支給決定の内容（第10条第2項に基づく変更決定を含む）と異なる事業を実施したとき。
- (2) 第11条第2項の指示に従わず、又は指示に基づく措置を行わなかったとき。
- (3) 偽り、その他不正な手段により助成金の支給決定を受けたとき。
- (4) その他、この要領の規定に違反したとき。

2 理事長は、前項の取消しの決定を行った場合は、その旨を助成金支給決定取消通知書（様式第11号）により当該助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第15条 理事長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、既に助成金が支給されているときは、当該決定の日から15日以内の期限を定め、助成事業者に当該助成金の返還を命じるものとする。ただし、理事長は、やむを得ない事情があると認めたときは、期限を延長することがある。

(加算金及び遅延利息)

第16条 助成事業者は、前条の規定により助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金受領の日から返還に係る金額の納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

2 助成事業者は、前条第1項の規定により助成金の返還を命じられ、これを前条の期限までに納付しなかったときは、納付期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額（前項の加算金を含む）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を協会に納付しなければならない。

(帳簿の備え付け)

第17条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該助成事業が完了した日以降に到来する最初の4月1日から5年間の間、保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 助成事業者は、当該事業により取得し、又は効用の増した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による期間内に、助成金の支給の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得又は効用の増加価格が50万円以上であるときには、理事長の承認を得なければならない。

2 助成事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

ればならない。

(台帳の整備)

第19条 協会は、助成金支給台帳（様式第12号）及び助成金不支給決定・支給決定取消台帳（様式第13号）を作成するなど、助成金の支給事務を整理するとともに、関係書類を整理保管するものとする。

2 協会は、前項の支給台帳、不支給台帳及び関係書類を理事長が助成金の額の確定又は不支給決定若しくは支給決定取消を行った日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存するものとする。

(適用)

第20条 この要領の規定は、平成25年5月27日以降に対象事業を開始したものに限る。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別途定める。

附則 この要領は、平成25年5月27日から施行する。

附則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。